

修善寺ライオンズクラブ 内規

第1条 総 則

当クラブはライオンズ必携の会則及び附則を適用して運営する。これらに定めのない細則及びクラブにて定めるべき事項を内規としてクラブの運営を円滑に計るものとする。

本内規に定めのない事項は理事会にて決定する。急を要する場合は会長・幹事・会計において処理し、後日理事会に報告する。

第2条 入退会規定

1. 新入会員の選考

- (1) スポンサーは当クラブ会員とする。スポンサーは入会候補者の入会招請書及び入会申込書（様式1）を提出する。
- (2) 理事会は入会候補者について、会員委員会の意見をもとめ、その結果入会適当と思われた候補者に対し、入会招請を通知する。
- (3) スポンサーは理事会で入会承認された候補者の責任を持つものとする。

2. 入会後の処理

- (1) 幹事は新入会員に月2回の例会、他クラブの行事・研修会及び年次大会等へ出席を促す。
- (2) スポンサーは1回以上新入会員と共にこれらの行事に同行する。
- (3) 幹事は新入会員の指導・援助をする。

3. 退会

退会を希望する会員は退会届（様式2）を提出し、理事会の承認を求める。

p

第3条 出席規定

1. 次の該当者は例会出席とみなす。

- (1) ライオンズクラブ公式行事のため当クラブ例会と重なった時。
- (2) 公務（事前に届出が必要）と例会が重なった時。

2. 次の事項は公務とみなす。

- (1) 公職選挙法による公職、証人として裁判所に出席、消防法による出勤する者。
- (2) 商工会長、PTA会長、区長、観光協会長等、各種団体の責任者として会合に出席する者。
- (3) その他行政長の任命する者。

第4条 指名委員会

1. 指名委員の選任

ライオンズクラブ内規附則により指名委員を会長が任命する。委員は本会入会後5年以上の会員の内より若干名を任命する。その内2名以上は会長・幹事をつとめた会員とする。

尚、委員長は委員の互選により選任する。

2. 指名委員会の仕事

(1)指名する役員

会長・副会長・幹事・会計

(2)理事及び各委員会の委員は新三役で選任する。

3. 役員及び委員会の構成は例会の承認を得る。

第5条 役員の補充

役員に欠員が生じた場合は、理事会にて選任する。

但し、任期は前任者の残任期間とする。

第6条 慶弔規定

1. 慶事

(1)本クラブの慶事は次のとおりとし、テールツイスターがとり行う。

誕生祝・結婚祝・その他

(2)会員が結婚する場合は理事会にてその慶事を適宜とり行う。

2. 弔事

(1)会員が死亡した場合は香料5万円とし、供物又は生花を贈り、全員告別式に参加し弔辞を捧げる。

(2)会員の妻が死亡した場合は香料2万円とし供物を捧げ弔電を差し上げる。

(3)会員の直系親族(1親等)が死亡した場合は香料1万円とし供物を捧げ弔電を差し上げる。

(4)ライオン歴10年以上の退会者(メンバーのみ)が死亡した場合は、香料1万円とし供物を捧げ弔電を差し上げる。

(5)3クラブ(土肥、中伊豆、天城湯ヶ島)の現役のクラブ三役が死亡した場合はクラブより香料1万円を差し上げる。

3. 見舞

会員が病気等で入院又は自宅にて1ヶ月以上の加療をしている場合には見舞金として1万円を差し上げる

4. その他の慶弔事

本慶弔の規定にない事項で必要を生じた場合は理事会の議決による。但し、急を要する場合は会長の決によることができる。

第7条 終身会員

1. 当クラブに会員として多年在会しやむを得ない理由が生じた場合、終身会員とすることができる。

2. 終身会員になるにはライオンズクラブ付則による。
3. クラブは終身会員申請書を国際協会本部に送付する。

第 8 条 附 則

1. 委 員 会

各々の委員会は適時委員会を開き、委員会活動を密にし、クラブの運営に協力しなければならない。

2. 本内規に改定の必要が生じた場合は内規に関する諮問委員会にて審議し、理事会に
はかり、例会の承認を得る。

3. この内規の一部改定は昭和 52 年 6 月より実施する
この内規の一部改定は平成 11 年 12 月より実施する
この内規の一部改定は平成 17 年 3 月より実施する
この内規の一部改定は平成 28 年 1 月 2 日の例会にて承認され実施する

